

## 第 11 回 高知県森林整備公社経営検討委員会の概要について

開催日時：平成 23 年 3 月 26 日（土）13 時 30 分 ～ 15 時 10 分

開催場所：高知会館 会議室

参加者：（委員）

根小田渡委員（委員長）、橋本誠委員、金子努委員、戸田文友委員、高村禎二委員、  
中越利茂委員、森永洋司委員、  
（高知県）

白井林業振興・環境部長、大原林業振興・環境副部長、大野森づくり推進課長、  
久武企画監（分収林改革担当）、田所行政管理課長、稲垣総務福利課長

### 1 議事

#### (1) 「改革プラン」に関する各委員の意見について

##### ① 経営方針の具体的な見直し案について

##### ② 経営方針の見直し案による将来負担見込について

○事務局より、資料 1、資料 2、資料 3 に基づき説明。

（委員）

土地所有者に無償で返すということは、今までつぎ込んだお金を回収できずに返すということになるが、県民にご理解いただけるか。今後、その山にはお金は一切入れないということになれば、負担は少なくなると思う。土地所有者にお返しすることで山が荒廃するという事もあると思うが、そういうことは抜きで考えなければいけないと思う。

（委員）

不採算林の定義は、「将来の収入額から、過去とこれからかかるコストのすべてを差し引いてマイナスになるもの」であり、過去のことを置いて将来のことだけを考えると、B も C も D もプラスになる団地である。これを無償譲渡するとプラス要因を失うことになり、案 2 や案 3 の分離案では負担が増えてしまうこととなる。案 1 は、公社が持ち続けることで一定のプラスを残すことができ、将来の見込額が最も少ないということであり、もし、C や D の山も時価で売却できるのであれば、⑨番（無償譲渡）よりも⑩番（時価売却）の方が、多少将来負担見込額は減ってくる。

（事務局）

今、金額を確定するが、もし将来的に価格が下がるとマイナスが増える、上がると収入が増えるが、どちらに重きを置くのかは判断となるが、今収益があるのでリスクヘッジが出来るということ。

（事務局）

4 案を出していただいているが、それぞれ難しい面がある。無償であれば、受けていただける可能性はあるが、時価で土地所有者に売却するのは、土地所有者はお金がないのでかなり難しい。土地所有者からの購入案は、県の貸付金により購入することとなり、県がこれ以上支援して公社の負債を増やしていくことはかなり困難であると思う。

（事務局）

公社は、作業班を持っておらず事業体に事業をしていただいているため、事業体に事業をしていただき、公社は 6 割をもらうという新契約案が現実に近いと思う。ただ、一般の事業体に高率の補助金の支援が可能かどうかは県の判断になる。

全てを、例えば売却、購入とか、この 4 案の中に当てはめるのは難しいと思う。一つの案にまとまらない場合は複数案になるが、複数案があれば土地所有者は選択肢が広がることになる。

(委員)

新契約案の事業体の分収割合 10%や 20%の条件を詰める必要がある。森林組合としても補助金が 85%、68%あっても、残り 32%の資金をもらう必要があると思う。森林組合連合会全体の中でも、この案を検討していくことが必要だと思う。

(委員)

不採算林についてはこれ以上投資しないという方針を出しており、購入案は、不採算林を公社が買うことになり、更に県がお金を出すことになる。公社が無償で譲り受けるの是一案としてあるのかもしれないが、これ以上お金を出してはいけないと思う。

新契約案は、公社の受益割合が減るが、減ることに見合うプラスの効果はどこにあるのか。土地所有者の割合を減らすことが出来れば、公社の割合を増やすことが出来る。公社の将来の収支がマイナスにならないように注意することが必要だと思う。

SPC 案はおもしろいと思うが、この案を取ることで公社あるいは県が損になることになってはならない。民間経営体に受益権が発生するため、民間経営体に費用を負担してもらうことが必要になってくると思う。

購入案はお金が出ていくので問題。売却案は、有償では一定の価値を得て売却するというのは難しい。無償譲渡では公社は将来収入のある山を手放すことになる。保守的な選択肢ではあるが、従来通り C も D も E も持ち続けて手はかけない。ただ、改革案として前進しないと思う。

(事務局)

現在、C・D・E は事業をしていない。持ち続けた場合、事業をしないことを半永久的に続けられるのか疑問であるし、管理経費をどう工面するのか問題となる。

(事務局)

時価売却は、土地所有者が市町村の場合、可能性はある。土地所有者が個人の場合は、時価であっても難しいと思う。

(委員)

無償譲渡は、法的に見ても価値のある財産を無償で渡すということとなり、問題が大きい。

(委員)

高率の補助金は、公益性があるかどうかという点で、県に与えられた裁量の範囲内かどうかという判断になると思う。

公益性があると判断されれば問題はないが、最終的に司法判断となる。ただ、公益性があるという判断で、県議会できちんと説明をして議決をされたという手続きを踏めば、違法とされるリスクは減ると思う。

(委員)

SPC 案は、公社の森林の全部をカバーすることが必要だと思うが、部分的にすることはあまり意味がないという気がする。

(事務局)

SPC は土地所有者に現物出資をしていただくため、SPC が破たんすると終わるので、SPC の設立団体は余程しっかりしておく必要がある。土地所有者は、所有権の登記上の煩雑さが省かれるし、出資するため株と同じ配当が得られるため、安全性があれば可能だと思う。

(委員)

SPC では、収益が均等に分配されるとなると、土地所有者は良い山を持っていても、悪い山を持っていても均等化されるので、良い山を持っている人にとっては不利、悪い山を持っている人にとっては有利になるような気がする。

(委員)

土地所有者は現物出資するため、その時に評価がされ、同じ 1 ha でも評価が低い土地所有者

は出資割合が当然少なくなる。全体として配当があった場合に、配当割合で分配されれば公平性は保たれるという気がする。

(委員)

SPC の出資割合は、土地所有者の山林の価値に応じて違ってくる。1 ha 当たりの評価を土地所有者ごとにどう見るか、その評価を土地所有者に受け入れてもらえるのか、難しいと思う。

(事務局)

現在公社自身が評価をしているが、第三者等による透明性と公平性を保つための評価が必要であると思う。

(委員)

SPC 案は、分取割合で配当を受けるため、土地所有者はそれほど抵抗はないと思うが、伐採した時の配当の時期はどうなるのか。

(委員)

SPC 案は、土地所有者に本来の契約と全く違う形を強いるため、理解を得るためにはかなり骨が折れると思う。

(委員)

SPC 案では、土地所有権が SPC に移るため主伐後の再造林コストを考慮しておかないと、伐採後の山が大変なことになるのではという気がする。各案についてメリット・デメリットを整理出来れば議論がし易いと思う。

(委員長)

今日の会議でこれがベターだという優先的な案が出て来ないし、分離・分割が大前提だという判断にも至らなかったが、各案の色々な欠点や、長所のご意見を伺った。

4つの分離・分割の方策について、現場の方のご意見などを聞きながら、具体的にもう少し細かな問題点を整理したものを、次回には出していただきたい。具体的なイメージができるように整理していただくと、委員の方も意見を言いやすいと思う。

(事務局)

今の契約では、木を伐って終わりというリスクをどうするのかというご意見があり、SPC であれば、SPC が土地所有者となって伐採後の山を放置しないため、ご意見としてはおもしろかったと考えていた。SPC については、事務局でも具体的に分からないところもあり、少し勉強させていただいて、他の案も同様に、もう少し具体的に整理をさせていただき、ご意見をいただきたい。

今日、ご意見いただいた問題点・課題点を事務局で取りまとめたうえで、各委員さんにお会いしてご意見をお聞きし、集約したものを次回の委員会でお示ししたいと思う。

## (2) その他

(委員長)

今年の9月までには改革プランを策定することになっているため、引き続き、委員の皆さまには大変ご苦勞をおかけしますが、ご協力をお願いします。

(事務局)

これまで1年余り、11回検討委員会をしていただいた。今日の議論にもあったように、検討すればするほど、色々な問題が出てくるというのが公社問題である。今後、半年程度この検討委員会を継続させていただいて、より議論を深めていただき、改革案を出していただくことになりましたので、よろしくをお願いします。